

西坂税理士事務所だより

発行人 税理士 西坂 竹美

事務所 熊本市東区沼山津1-9-21
〒861-2102 TEL (096) 214-7101
FAX (096) 214-7102

ヒント

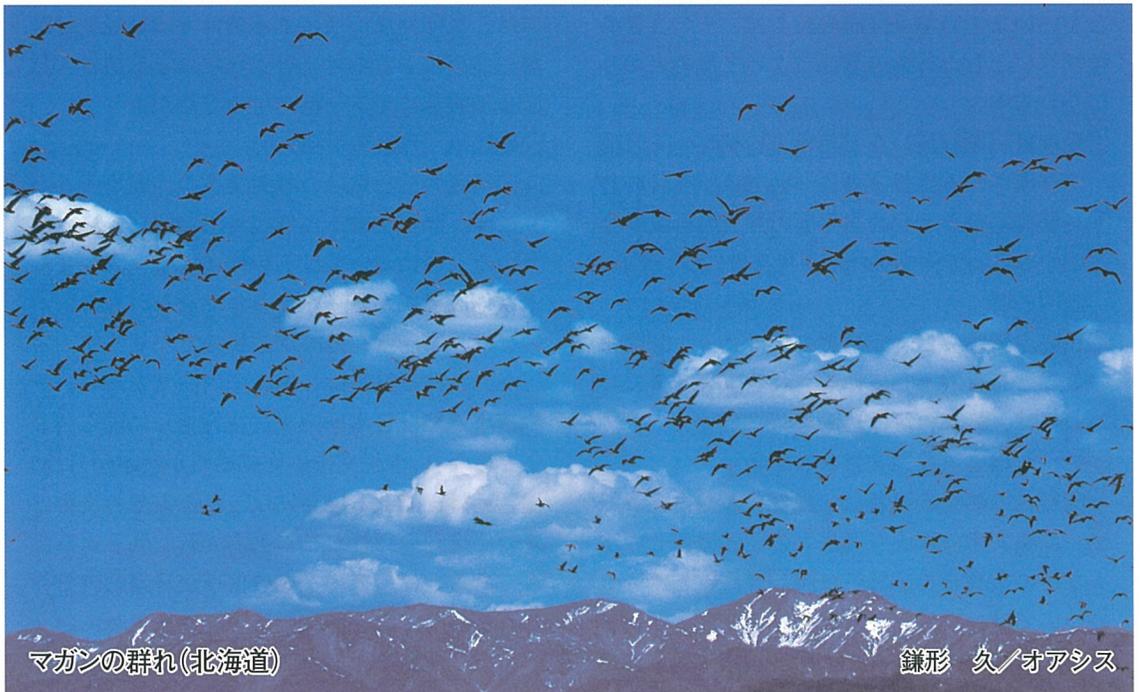
一品勝負

大阪・堺にある鎌倉時代末期に餅屋として創業した「かん袋」。屋号は秀吉が命名した。今泉文雄社長は27代目という老舗。一口サイズの白玉のような餅に、緑色の餡が添えられたくるみ餅、氷くるみ餅もある。製造は今泉さんと弟、子供3人を中心に、従業員は社員採用にした全て女性の7人。大半は手作業。店の販売分しか手が回らない。お客さまは、まずレジに行き、注文と支払いをすませ木製の大きな番号札を受け取る。他府県からのお客さまも多いので、店の隣に26台分の駐車場も開設。商品を増やす予定もなく、多店化、増産する予定もない。味を安定させるには少人数で。年商1億5千万円。(商業界・橋本みどり)。

ヒント

税務 ミニガイド

国税庁によると平成29年度の法人税の申告のうち、繰越欠損金控除後の黒字申告割合は34.2%（前年度は33.2%）と7年連続で上昇しました。申告所得金額は約70兆7,677億円（前年度は約63兆4,749億円）、申告税額は約12兆4,730億円（前年度は約11兆2,372億円）となっています。



マガンの群れ(北海道)

録形 久/オアシス

印紙税の基礎知識

□課税文書

印紙税が課税されるのは、印紙税法で定められた課税文書ですが、課税文書とは次の3つに当てはまるものです。

- ①印紙税法（課税物件表）に掲げられている20種類の文書により証明されるべき事項（課税事項）が記載されていること
- ②当事者の間において課税事項を証明する目的で作成された文書であること
- ③印紙税法により印紙税を課税しないこととされている非課税文書でないこと

なお、課税文書に該当するかどうかの判定は、文書に記載されている個々の内容について、形式的な記載文言ではなく、その記載文言の実質的な意義に基づいて行います。

□納税義務の成立

印紙税の納税義務は、課税文書を作成した時に成立することになり、課税文書の作成とは、単なる課税文書の調製行為をいうのではなく、課税文書となるべき用紙などに課税事項を記載し、これをその文書の目的に従って行使することをいいますので、「作成の時」は、その文書の種類等に応じた行使の態様によって次のとおりになります。

- ①受取書（領収証）など相手方に交付する目的で作成される課税文書については、交付の時
- ②各種契約書など契約当事者の意思の合致を証明する目的で作成される課税文書については、証明の時
- ③預貯金通帳など一定事項の付け込みを証明することを目的として作成される課税文書については、最初の付け込みの時

□納税義務者（課税文書の作成者）

印紙税の納税義務者は、課税文書の作成者です。課税文書の作成者（法人の役員等がその法人などの業務または財産に関して作成したものについては、役員等が作成名義人となっても、その法人）となります。



- お札も硬貨も同じお金だが、硬貨には、製造年が明示されている。これは、硬貨を铸造するための素材が、製造年によって違うからだ。硬貨は、金、銀、銅、錫、アルミなどの合金でできている。これらの金属の値段は相場によって大きく変わる。そのため、製造コストを睨みながら、毎年調整しているので、金属の含有比率がわかるように製造年が記されている。



□印紙税の納付方法

課税文書の作成者は、原則として、課税文書に課されるべき印紙税相当額の収入印紙を貼り付ける方法により印紙税を納付することになります。この場合には、印章または署名で、その課税文書と印紙の彩紋とにかけて、消印（割印）する必要があります。

なお、大量の課税文書作成や継続作成の場合には、税印押なつ機による納付、印紙税納付計器の使用による納付、書式表示による納付、預貯金通帳等に係る一括納付の方法があります。

□納税地（作成の場所）

印紙税の納税地は、課税文書の作成場所となります。課税文書上に作成場所が明らかにされているものについてはその作成場所、課税文書上に作成場所が明らかにされていないものについては、本店所在地等が納税地となります。

なお、印紙税法は日本の国内法ですから、その適用地域は日本国内（法施行地）に限られることになり、課税文書の作成場所が日本国外（法施行地外）である場合には、たとえその文書に基づく権利の行使が日本国内で行われるとしても、あるいは、その文書の保存が日本国内で行われるとしても、印紙税は課税されません。

所得税等の調査実績 —平成29事務年度—

国税庁は30年11月に平成29事務年度所得税等の調査実績をまとめています。

1. 概要 所得税の調査等の合計件数は前事務年度比3.8%減の62万3,000件となっています。一方申告漏れ所得金額は逆に同比1.7%増の9,038億円となっています。調査の4つの主テーマは、前年度に引き続き「富裕層」「海外投資等を行っている個人」「無申告者」「インターネット取引を行っている個人」となっています。

2. 富裕層 有価証券や不動産などの大口所有者で経常的な所得が特に高額な個人に対しての調査は前年度比24.6%増加の約5,200件強となっています。その結果非違と認められた件数は、同25.3%増加の約4,200件強となり、この集計方法が始まって以降、全ての面で最多となりました。なお、富裕層、インターネット取引（仮想

通貨）の調査の実例も公表されています。

3. 海外投資等 特に海外投資等を行っている富裕層に対しての調査件数、申告漏れ所得金額、追徴税額は、大幅に増加しています。

4. 無申告者 申告納税制度の下で自発的に適正な納税をしている一般の納税者との間に強い不公平感をもたらすことのないように簡易な接触も活用して積極的な調査を実施しています。調査件数と申告漏れ所得金額は増加しましたが追徴税額は減少しています。

5. インターネット取引 インターネット取引を行っている個人に対しては、資料情報の収集・分析に努め、積極的な調査を展開しています。具体的にはインターネットを利用して行われる仮想通貨、株、外国為替等のネットトレードに対して行われています。

6. その他 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な業者は、1位キャバクラ、2位風俗業、3位不動産仲介となっており、不動産仲介は昨年の14位から大幅上昇となっています。

ナマの税務相談室

Q 過日は亡き母の葬儀にご参列下さり恐縮です。私ども兄弟は相続税の申告の準備に資料を整えているところです。今日は

その経過報告や、ご教示頂きたいことがありまして参りました。実は、亡き母は公正証書遺言を作成していることが分かりました。

先日遺言執行人の弁護士から相続人一同にその内容が開陳されました。

A 亡きお母様は信心深い方でしたからお葬式も厳粛なうちにも心温まる良いお葬式でした。

Q 遺言書の内容は後日ご覧いただけますが、実は遺言の中に菩提寺であるY市N寺に厨子ご新調費用としてS銀行T支店の定期預金1千万円を遺贈するとの文言が明記されていました。この内容の処理に一同困りました。

A お母様らしいご遺言ですね。ところで、その定期預金は現存していますか。

公益法人等に対する寄進

Q 1千万円の定期預金が3口ありまして、その1口を相続人の1人甲に名義替えして証書のままN寺に持参することにして、

昨日、お寺に行きまして諸事情をお話いたしました。事前にお電話いたしましたとき既に仏具店に手配されているとのことでした。

A それは首尾よく良かったですね。そういたしますと、貴家の相続税申告の取り扱いとしてはこの定期預金は遺産から除外して計算いたします。

Q 助かります。安心しました。N寺の方は課税は大丈夫でしょうか。

A 相続税法で公益法人に遺贈があった場合、その遺贈が遺贈者の親族の相続税を不当に減少させるものでない限り課税しないと規定されています。信者であったお母様の長年の感謝を込めた寄進であり、相続税の不当減少ではありません。

ナマの税務相談室

ジョン・ドゥ・サモンズ (John Doe Summons)

米国には、刑事訴追を前提とするものではないのに、裁判所の召喚状に基づいて行う強制的な税務調査(サモンズ)があります。サモンズでは、その対象となる納税義務を負う納税者を特定するのが通常なのですが、特殊な場合には、納税者を特定するためのサモンズというものも認められています。それが、匿名召喚状(ジョン・ドゥ・サモンズ)というもので、第三者に対し、不特定の納税者に関する情報の提供を求める仕組みです。

サモンズは海外に向けても発せられ、スイスUBS銀行やHSBC(香港上海銀行)へのジョン・ドゥ・サモンズでは、タックスハイブンの守秘義務を売りにしていた

これらの銀行商売に風穴を開けたので、世界的に話題になりました。

税務大学のホームページには、以前からいくつかのサモンズに関する研究論文が掲載されていました。サモンズは行政効率の悪い制度になっている、裁判所の負担を異常に増やすことになっていると書かれていました。

内閣府のホームページで、税制調査会は、2017年に北欧、北米、英仏、韓国についての4つの海外調査報告を公開しており、北米編での調査項目には、ジョン・ドゥ・サモンズがあります。2018年11月7日付けの会議録では、仮想通貨取引やシェアリングエコノミーについては、法定

調査など現行の枠組みでの対応が難しい、法定調査以外としての情報照会という手段はどうかといった意見が、出されていました。

そして、早くも、12月発表の2019年度税制改正大綱には、日本版のジョン・ドゥ・サモンズの創設が納税環境整備の項目に記載されていました。ただし、日本版には、協力拒否及び虚偽報告に対する罰則はあるものの、裁判所の関与はありません。

従来の反面調査や資料箋提供を罰則付きでの義務化にしたような内容です。対象は、年間1千万円超の所得漏れが想定され、更正決定等の可能性が高く、情報を得るのが困難な者についての情報に限定です。そういう取引者の氏名、住所、個人番号その他を60日以内の指定日までに、報告するよう書面で事業者等に通知がされます。

3月は、学校や官公庁の業務年度の最終月、締めくくりに月になります。税務についても、「税の大晦日」ともいわれ、多忙で、春の兆しも見逃してしまいがちです。所得税、贈与税の申告期限は15日までです。15日が過ぎると、やっと春の動きが感じられるようになります。

「これよりは恋や事業や水温む 虚子」
6日啓蟄、21日春分。



下足番を命じられたら、
日本一の下足番になってみる。
そうしたら、
誰も君を下足番にしておかぬ。

(小林 一三)

3月の税務メモ

(国 税)		(地方税)	
○2月分源泉所得税の納付(特例適用者を除く)	11日	○2月分個人住民税特別徴収分の納付	
○昨年分の所得税確定申告	15日	○昨年分の個人住民税・事業税の申告(所得税確定申告者は申告不要)	
○昨年分の贈与税申告	〃		
○青色申告の承認申請(それに伴う専従者給与届等の提出)	〃		
○昨年分の個人事業者の消費税申告	4月1日	○1月決算法人の確定申告	
○1月決算法人の確定申告	〃	○7月決算法人の中間(予定)申告	
○7月決算法人の中間(予定)申告	〃		

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。